

ユシユツ 輸出 文化八年九月の文書によれば、加賀藩が他國出を制禁したものは、紙・楮・葉煙草・刺煙草・油・油種・大豆・米・雜穀・大・小・鼓・革・太鼓・革・練綿・木綿・武具類・蠟・藥種・かま糸であり、かま糸とは絹に製せざる以前の糸である。又制禁の法令なきも、坊間に之に准ずるものと心得たのは、鉛・漆・馬具・馬皮・牛皮赤がね・唐かね・古かね・銚・古手・古道具・茶具・刀・脇指・鹽硝・硫黃・黃蓮・黃耆・酒・鹽・魚鳥類・眞綿・生糸・絹布・菅・錢であつた。

ユツケモグサ 湯漬艾 江沼郡山中では、藩政時代に艾を温泉に漬したのを、良効があるとして多く賣出して居た。その袋に鷲の畫を描いてあつたのは、この温泉が病鷲から發見せられたといふ縁起によるのである。

ユヅリダカ 讓高 藩政の頃、百姓の持高は、生存中その男子に讓高することを得なかつた。但し村肝煎が老齡に達した爲、同苗の合議によつてその子を肝煎たらしめた場合には、その高をも讓ることを得た。

ユナミ 忌浪 トイミナミ 忌浪。

ユノカミ 湯上 江沼郡能美境に屬する部落。

ユノキ 袖木 河北郡井上庄に屬する部落。

ユノゴゼンジンジャ 湯御前神社 江沼郡清水に在つた。式内等舊社に、『湯御前神社。清水村鎮座。今稱天王。舊社也。』とある。今の清水の神社は諏訪社と稱して居るから、この系統を襲ぐものではあるまい。

ユノタニ 湯谷 能美郡山上郷に屬する部落。郷村名義抄に、この村嶺山中に往古温泉が出たから村名を得たといひ、加賀産物記に

も、この嶺に温泉の古湯坪が在るとある。

ユノタニ 湯ノ谷 能美・石川二郡の境界中ノ川の上流で、地圖の八〇〇米地點から南方に在る無名溪谷をいふ。その左岸に在る温泉は右岸の誤記であるが、それから更に上流には四十餘ヶ所の噴泉がある。白山遊覽圖記に、『湯谷。在溪南山間二十町許。兩山相迫。細沙明媚可弄。東有石壁。温泉出其縫隙。浸流於沙中。淳居於各處。深或至膝。或及肩。浴者各隨其宜。澡浴也。』と記するは是である。

ユノタニガハ 湯ノ谷川 能美郡白山驛廻岳の東方溪川で、市瀬に至つて柳谷川と合し、赤岩に至つて牛首川に注ぐ。湯谷の名は、その下流沿岸にもと市瀬温泉があつたによる。

ユノハナマツリ 湯花祭 江沼郡菅生石部神社では、夏越祓から第三日（今七月二十六日）に湯花祭を行ふ。拜殿に釜を据えて湯を沸かし、宮司は笹の葉をその中に浸して直に引上げ、押戴いて三度之を反覆する。能登の奥郡の神社でも水無月祓を行ふ所があり、その際害虫驅除の神符を頒つが、土俗ではそれを湯花祭というてゐる。

ユノハラシヤ 弓ノ原社 白山九所の小神の一つで、白山記に『弓ノ原、井口在之』とあるが、大永七年の白山託宣記には弓ノ原社を九所の小神に加へて居ない。式内等舊社記に、『弓ノ原神社、井口村鎮座、今稱八幡宮、舊社也。』とあるから、石川郡林郷井口のそれであらう。

ユノヤ 湯屋 ヌヤ 能美郡山上郷に屬する部落。元祿十四年の郷村名義抄に、『辰口

村嶺の内、昔年湯泉有之處退轉仕に付、湯本の者三人此所に罷出、村立申に付、則湯屋村と唱申由申傳候。』とある。

ユハラクニノブ 湯原國信 通稱八丞。兄石黒左近と共に越中木舟城に在つたが、左近の切腹以後高野山に潛居し、天正十三年來りて前田利家に仕へ、翌年俵二千五百石を受け、十八年八王子城攻撃に功あり。又御馬廻頭として慶長五年の役に従ひ、三堂山に陣して小松城の押へとなつた。十三年歿。子孫藩に世襲する。

ユハラサダヒデ 湯原貞榮 通稱主水・八丞。八承國信の子。祿二千五百石。大坂再役に首級二を獲、前田利常の隠拔した時小松御馬廻御番頭に任ぜられた。寛文二年致仕して以安と稱し、七年歿。

ユハラチヨウダユウ 湯原長太夫 父橘江應暉の遺知千五百石を襲いで御馬廻に班し、前田重政の御近習を勤めたが、不行狀を以て天明二年九月六日閉門を命ぜられ、三年正月御免の際千石を減じ、五年百石を加へて大小將に列せしめられた。文化十三年歿。

ユハラマサノブ 湯原應信 通稱源七郎。主膳。左平太晴清の子。祿千五百石。延寶五年御作事奉行、八年魚津町奉行を經、元祿五年八月御馬廻番頭として飛騨高山在番を命ぜられ、遂に御馬廻頭に至り、正徳二年十月一日歿した。享年五十八。

ユハラヤスノブ 湯原安信 通稱友之進。十左衛門。貞享元年兄才之助の遺知五百石を襲ぎ、大小將・聞番を經、正徳二年榮君附物頭並として百石を加へ、三年歿した。

ユヒカツタダ 由比勝守 通稱五郎左衛門。

新五郎勝生の嫡男。正徳三年父隱居の後その領五百石を襲ぎ、前田吉徳附御小將・同附先筒頭から次第に昇進し、享保九年二百石を増し、遂に定番頭に至り、延享四年致仕して晩翠と號し、寛延二年十月廿九日七十四歳を以て歿した。

ユヒカツナリ 由比勝生 幼名長次郎、後三丞・五郎左衛門・新五郎。正勝の二男。寛文元年父の歿後その祿四百石を襲いで前田綱紀に仕へ、大小將組に班し、延寶五年會所奉行となり、元祿四年世子吉徳の傳に轉じ、寶永三年百石を増し、五年足輕頭に進み、正徳三年退老して暫留と號し、二十人扶持を賜はり、享保四年歿。年八十四。勝生天資直亮、職を奉ずること恪勤、好んで書を讀み、群籍を涉獵して、君侯の歴世・臣僚の系譜より、法令・制度に至るまで、得るに隨つて筆録し、題して多毛登草というた。又懷恩夜話一卷は前田利常以下當代に至る事蹟を收め、江金往還一卷は江戸・金澤間の旅行記である。

ユヒガミネ 指ヶ峰 鹿島郡久江の内中原の東南、越中水見郡との國境に在る。高さ四五二米。この峰續きを大峰と稱する。

ユヒキヨタダ 由比清祇 通稱兵次・三左衛門。勤兵衛。享保六年父勤兵衛昌清の遺知三百石を襲ぎ、大小將・表小將・前田重熙附物頭並より次第に昇進し、延享四年百五十石を加へ、遂に大組頭に至つた。

ユヒキリ 指切 藩政の時、刑罰として手指を斷つたことは甚だ稀に行はれた。承應三年河北郡山上村肝煎藤兵衛が、その第三子十兵衛と共に人を殺害した。舊例によれば殊刑に處せられる筈であるが、事情の寛假すべき